

# WTOの交渉停滞下で増加するFTAと我が国の取組

衆議院調査局調査員

河合真樹

(外務調査室)

## ■要旨■

戦後、多角的自由貿易体制の基礎を担ったGATTを引き継ぎ、より強固な基盤を持つ国際機関として設立されたWTOにおいては、とりわけ意思決定方法が足かせとなりドーハ・ラウンド交渉が停滞している。

こうした中、各国は合意形成の速さや自由度を利点とするFTAを積極的に締結するようになり、FTAは増加・拡大している。

我が国も、WTOを中心とした多角的自由貿易体制のみを重視する方針を変更し、当該体制を補完する存在としてFTAを推進する方針をとるようになった。近年は、TPP11協定やRCEP協定など、広域経済連携協定を締結し、主要な貿易相手国との交渉を終えた。今後は、既に締結された協定に残された課題や、経済界の要望に対し、我が国がどのように取り組んでいくのかが注目される。

### 《構成》

はじめに

I WTO体制と交渉の停滞

II 世界的なFTAの進展

III 我が国のFTAの取組

おわりに

はじめに

我が国は、2021年4月28日、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations 以下「ASEAN」という。) の加盟10か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの5か国との間で署名され

た「地域的な包括的経済連携協定」(以下「RCEP<sup>1</sup>協定」という。) の締結についての国会承認手続を完了し、6月25日に受諾書を寄託した。RCEP協定は、我が国にとって「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(以下「TPP<sup>2</sup>11協定」という。)、 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」(以下「日EU・EPA<sup>3</sup>」という。) に続く巨大経済圏を構築する自由貿易協定(以下「FTA」という。) である。RCEP協定の発効により、2000年以降我が国が積極的に進めてきたFTAの取組は一つの節目を迎える。

<sup>1</sup> Regional Comprehensive Economic Partnership

<sup>2</sup> Trans-Pacific Partnership

<sup>3</sup> Economic Partnership Agreement (経済連携協定) 外務省は、EPAについて、FTA (Free Trade Agreement) の要素である特定の国・地域の間での貿易自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定であると説明する一方、近年世界で締結されているFTAの中には、日本のEPA同様、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、様々な新しい分野を含むものも見受けられると説明している。

以上を踏まえ、本稿では、「EPA」の使用は、日本の事情を記述(締結・署名した協定や閣議決定した方針の説明等)する場合に限ることとし、基本的には「FTA」を使用することとする。

1990年代後半までF T Aの締結に慎重であった我が国が方針を変更し、F T Aの締結を推進してきた背景には、世界貿易機関（World Trade Organization 以下「W T O」という。）における交渉の停滞と諸外国のF T A締結の推進という大きな外部環境の変化があった。本稿では、W T O交渉が停滞した要因と世界的にF T Aが増加した理由を説明し、これまでの我が国のF T Aの取組を整理し、今後我が国がF T Aにおいて取り組む課題について述べる。

## I W T O体制と交渉の停滞

### 1 G A T T/W T O体制

#### (1) G A T T体制の発足

1929年10月に起きたウォール街での株価大暴落により世界経済は連鎖的な不況に陥り、1930年以降、主要国（米国、英国、フランス、日本、ドイツ）では、自国産業を守るための保護主義的貿易政策がとられた。そうした中、各国は自国の植民地や海外領土との間では特惠関税を設定して市場や資源を確保する一方、圏外国に対しては高い関税を設ける排他的な経済圏を構築したため、世界経済のブロック化が進んだ。このような経済のブロック化が第二次世界大戦に至る経済的背景となったとの反省から、1947年に「関税及び貿易に関する一般協定」（以下「G A T T<sup>4</sup>」という。）が作成され、翌年G A T T体制が発足した（我が国は1955年に加入）。貿易における無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）等の基本的ルールを規定したG A T Tは、多角的自由貿易体制の基礎を築き、貿易の自由化の促進を通じて我が国経済を含む世界経済の成長に貢献してきた。

本来、戦後の世界貿易を規律する国際機関として国際貿易機関（International Trade Organization 以下「I T O」という。）の設立が構想され、I T O憲章（Charter for I T O）の検討が進められていた。これと並行して行われた関税引下げ交渉の結果まとめられたジュネーブ関税譲許表とI T O憲章草案から一部規定（関税引下げ効果を確保し、またそれによって国内生産者が損害を被るのを防止するための諸規定）を抜粋し、一つに集約したのがG A T Tである。当初、G A T Tはあくまで暫定的な協定であり、I T Oが正式に発効した時点でそれに吸収されるという性格のものであった。しかし、I T O憲章が提案国である米国を含む多くの国で批准されず、結果、I T Oは不成立に終わったため、G A T TはI T Oを継承し、関税引下げだけではなく、輸入制限の緩和、差別待遇の廃止など貿易の自由化促進全般にわたる広い分野で重要な役目を担うことになった。

#### (2) G A T TからW T Oへ

1986年に開始されたウルグアイ・ラウンド<sup>5</sup>交渉では、貿易ルールの大幅な拡充が行われるとともに、これらを運営するため、より強固な基盤を持つ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1994年の交渉妥結の際に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「W T O協定<sup>6</sup>」という。）が採択された。

W T O協定は、W T Oの組織、加入、意思決定等に関して規定している本文と、附属書に含まれている協定及び関係文書で構成されている。また、W T O協定は、G A T Tの基本的な原則等を踏襲した上で、G A T Tが物

<sup>4</sup> General Agreement on Tariffs and Trade

<sup>5</sup> 全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉のこと。

<sup>6</sup> 1947年のG A T Tは、ウルグアイ・ラウンド交渉において一部修正され1994年G A T TとしてW T O協定の附属書の中に含まれている。

品貿易のみを規律の対象としていたのに対し、サービス貿易、知的所有権等についても規律の対象とし、また、紛争解決手続についても新たに再審査を行う常設の上級委員会を設置するなど、体制の強化を図っている。

2021年11月現在、WTOには164か国・地域が加盟している。WTOの最高意思決定機関は閣僚会議であり、2年に1回開催される。また、WTO協定上、事務局長を長とする事務局が置かれている<sup>7</sup>。WTOの機能は、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）であり、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。

WTO協定の目的は、「生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する」とWTO協定前文で述べられているように、市場経済原則によって世界経済の発展を図ることである。WTO協定は、この目的に寄与するため、貿易障壁の軽減と無差別原則の適用のために締結される、相互的かつ互恵的な取極とされている。

貿易障壁の軽減と無差別原則の考え方は、四つの基本原則として具体化されている（図表1参照）。

（図表1）WTO協定の基本原則

基本原則	主な内容
①最恵国待遇原則	輸入の際の関税等について、いずれかの国の産品等に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国の同種の産品等に対して、即時かつ無条件に与えなければならない（GATT第1条、GATS（※）第2条等）。
②内国民待遇原則	輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品等に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない（GATT第3条、GATS第17条等）。
③数量制限の一般的廃止の原則	加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない（GATT第11条）。
④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則	WTO加盟国は「譲許」（品目ごとに関税率の上限を約束すること）を行うが、この譲許税率を超える関税の賦課や譲許税率の一時的な引上げは禁止される（GATT第2条）。更に相互的かつ互恵的な多角的交渉によって関税引下げを図ること（GATT第28条の2）。

※General Agreement on Trade in Services GATS（サービスの貿易に関する一般協定）は、WTO協定に含まれる、サービス貿易の自由化を目的とする協定である。

（出所）経済産業省通商政策局編「2021年版不正貿易報告書」経済産業省（2021）155-156頁を基に当室作成

## 2 交渉停滞

WTOは1995年に発足したものの、新ラウンド立ち上げのために1999年12月に開催された第3回閣僚会議（シアトル）において、何をどこまで交渉するかにつき、主要国間及び先進国と途上国間の立場の隔たりを埋めることができず、立ち上げは失敗に終わった。第4回閣僚会議（ドーハ）において新ラウンドが立ち上がったのは2001年11月であった。この背景には、同年9月の米国同時多発テロに象徴されたグローバル化の負の側面が世界経済の安定的発展を阻害しかねない、という危機感を各国閣僚が共有したことにより、WTOの強化を目指す必要性が強く認識されたことがある<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> GATTでは協定に事務局の規定がなく、ITOの設立準備を目的として設置されたITO暫定委員会の事務局がGATTの事務局を担当していた。

<sup>8</sup> 外務省ホームページ「WTO新ラウンド交渉における基本的戦略」（2002年10月4日）〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/new\\_r\\_soron.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/new_r_soron.html)〉（参照2021.10.20）

(1) ドーハ・ラウンド交渉の停滞

新ラウンドは、正式名称を「Doha Development Agenda（ドーハ開発課題）」といい、貿易を通じた途上国の開発が最重要課題の一つである<sup>9</sup>。このラウンドでは、①農業、②NAMA<sup>10</sup>（非農産品市場アクセス）、③サービス、④ルール（ダンピング防止、補助金規律等）、⑤貿易円滑化、⑥開発、⑦TRIPS<sup>11</sup>（知的所有権）、⑧貿易と環境の8つの分野に係る関税引下げやルールメイキングなどについて、全分野での一括合意を目指すべく交渉が行われてきたが、先進国と途上国の利害対立が解けず度々決裂し、ついこう着状態に陥った（図表2参照）。

(図表2) ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S & D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

（出所）経済産業省『通商白書 2021』（2021）198頁

ドーハ・ラウンドが過去の交渉以上に難航している主な要因として、WTO交渉で採用

されている2つのルールメイキングの方式が挙げられる。

(2) ルールメイキングの問題

ア コンセンサス方式

ドーハ・ラウンドの交渉停滞を招いたルールメイキングとして、まずコンセンサス方式が挙げられる。コンセンサス方式とは、加盟国に異議がない場合に限り合意が形成されたとするWTOの意思決定の方法である。この方式によれば、一つの加盟国でも反対すれば、他の加盟国全てが賛成したとしてもWTOとして決定を下せない<sup>12</sup>。

コンセンサス方式が採用された背景には、WTOの決定が全加盟国に国内法の整備をはじめとする所要の義務や負担を課すという事情がある。すなわち、もし仮にある加盟国の意思に反してWTOの決定がなされた場合に、当該加盟国は、一方的な関税措置など、決定内容に反する行動を取り、結果的にWTOの決定が遵守されないという懸念がある。これに対し、一たび合意が形成されれば、それに対する各国の納得感が高いため、決定内容が遵守されやすい<sup>13</sup>。

このように、コンセンサス方式には決定内容遵守の期待が高まるという利点はあるものの、加盟国の増加と多様化が進む中で、164の加盟国・地域が事実上拒否権を有する現状において、全加盟国の合意を取り付けることは困難となった<sup>14</sup>。特に、WTOに占める途上国

<sup>9</sup> 途上国は、貿易を含めた世界経済の制度の中で不利に扱われ、繁栄の外に置かれてきた。そうした不満を抱く途上国についても多角的自由貿易体制の中で持続的発展を図っていくことが、長期的には同時多発テロのような行動の芽を摘むことに貢献すると考えられたからである。（外務省・前掲注8）

<sup>10</sup> Non Agricultural Market Access 農産品以外の全ての製品であり、具体的には鉱工業品及び林水産品が含まれる。

<sup>11</sup> Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights 知的所有権の貿易関連の側面

<sup>12</sup> WTOでは制度上はコンセンサスで意思決定できない時には、例えば閣僚会議や一般理事会の会合において、各加盟国が一票ずつ投票権を持ち、過半数による多数決にて決定を行うことも可能である。しかし、WTOにおいては加盟国の意思として、コンセンサス方式で合意を得るという認識が確立しているために、実際に多数決が取られることはほとんどない。

<sup>13</sup> 関根豪政『国際貿易法入門 ―WTOとFTAの共存へ』（ちくま新書）筑摩書房（2021）66頁

<sup>14</sup> 馬田啓一「メガFTA時代のWTO:主役か、脇役か」『国際貿易と投資 No.95 2014年春号』国際貿易投資研究所（2014.3）49頁

の割合は大きく増加しており、GATTが発足した1948年時点における加盟国全体に占める途上国の割合は5割弱であったが、現在では全体の約8割を占める圧倒的な多数派となった。そのような中、ドーハ・ラウンド交渉では、先進国と途上国が農産物と鉱工業品の貿易自由化をめぐる鋭く対立した<sup>15</sup>。

### イ 一括受諾方式

ドーハ・ラウンド交渉の停滞を招いたルールメイキングとして、次に一括受諾方式が挙げられる。一括受諾方式とは、交渉の各分野で一分野でも合意できなければ全体として合意しないという包括的な交渉方式のことである。

一括受諾方式には、交渉に時間がかかり、一分野の交渉決裂が交渉全体に波及するという難点もあるが、その代わりに、各国が、それぞれの強い分野と弱い分野について同時に交渉を行うことで、弱い分野について譲歩を引き出すなど、総合的な戦略をとることができるという利点もある<sup>16</sup>。

GATT体制下で行われたウルグアイ・ラウンド交渉では、一括受諾方式が採られ、「途上国は農産物の市場アクセスの拡大と繊維貿易の自由化から利益を得る一方、先進国はGATS<sup>17</sup>によるサービス貿易の自由化とTRIPS協定の締結から利益を得る」という先進国対途上国のグランド・バーゲン(大取引)の構図が成り立ち、交渉妥結に結び付いた<sup>18</sup>。しかし、ドーハ・ラウンド交渉では、先に述べた一括受諾方式の抱える難点が現実化し、

うまく機能していない。2008年7月には、農業分野とNAMA分野のモダリティ<sup>19</sup>をめぐる交渉が妥結直前にまで至りながら、途上国の農産物特別セーフガードの発動要件というマイナーな問題をめぐるインドの反対のために交渉が決裂した<sup>20</sup>。

### (3) 交渉停滞の打開に向けた動き

#### ア 部分合意の試み

停滞するドーハ・ラウンド交渉を打開するため、2011年12月の第8回WTO閣僚会議(ジュネーブ)において、全分野の一括受諾を断念し、交渉が比較的進んでいる分野での部分合意を目指す新しいアプローチを試みるようになった。その後2013年12月の第9回WTO閣僚会議(インドネシア・バリ島)において、ドーハ・ラウンドの3分野(貿易円滑化、農業の一部、開発)に限った部分合意(バリ・パッケージ合意)が成立した。結果として、貿易円滑化については新たな協定締結まで至ったものの、当初設定された8分野からすれば、ドーハ・ラウンド交渉の成果は限定的である。

#### イ プルリ交渉(有志国・地域による交渉)

全加盟国・地域が参加するラウンド交渉における合意形成の難しさが顕在化する中、一部の有志国・地域によるプルリ交渉も進められている。

プルリ交渉とは、共通の関心を有する特定の分野において有志国・地域が自由化の合意を目指すWTOのラウンドの枠外で行う交渉

<sup>15</sup> 高島忠義「報告三：WTO体制における地域主義」『法學研究：法律・政治・社会 第85巻第12号』慶應義塾大学法学研究会(2012.12)143頁

<sup>16</sup> 全国農業協同組合中央会編「WTO関連用語集(第7版)」全国農業協同組合中央会(2009)4頁

<sup>17</sup> General Agreement on Trade in Services GATS(サービスの貿易に関する一般協定)は、WTO協定に含まれる、サービス貿易の自由化を目的とする協定である。

<sup>18</sup> 深作喜一郎「ドーハ・ラウンド交渉の変遷とWTOの将来」『国際経済 第68巻』日本国際経済学会(2017.8)15頁

<sup>19</sup> 関税削減等に関する数字の入った各国共通のルール。例えば、ウルグアイ・ラウンドの農産物の関税分野では、「全ての国境措置を関税化し、平均で36%、品目別に最低15%の関税を削減する」といった合意が行われた。

<sup>20</sup> 中川淳司「WTOのルールメイキング機能の再検討」『WTO改革の進展と収斂(ITI調査研究シリーズNo.115)』国際貿易投資研究所(2021.3)9頁

である。プブリ交渉の一番の特徴は、合意を目指す分野を自由に選択できることにある。すなわち、WTOのラウンド交渉においては、特定の分野のみ進展を試みても、一括受諾方式の制約が働く。一方でプブリ交渉のアプローチによれば、有志国間で、特定の分野別課題（自由化、ルール作り）に絞って議論を行えるため、結論を得る可能性はるかに高い。また、有志の枠組みであるため参加国を選べることにも大きな特徴がある<sup>21</sup>。プブリ交渉では、有志国（特に先進国）との間で議論を先行させ、その結果を将来的に加盟国に波及させるような試みが可能となる。

プブリ交渉の代表的なものは、1997年発効の情報技術関連製品の関税撤廃を内容とするWTO情報技術協定（以下「ITA<sup>22</sup>」という。）の対象品目拡大についての交渉であり、2015年12月に妥結した。ITAは、署名国・関税地域がWTO協定に含まれている自己の譲許表を修正することによって初めて法的拘束力が発生する。譲許表の修正には最恵国待遇原則が適用されることから、ITAによる関税撤廃の効果は、全てのWTO加盟国に適用されることになる<sup>23</sup>。

## II 世界的なFTAの進展

### 1 FTAとWTOとの関係

FTAとは、特定の国・地域の間だけで、輸出入品に係る税金や貿易を阻害している制度を取り払い、それらの国や地域の間で、物品やサービスの貿易を自由にすることを目的とした協定である。

FTAは、締約国以外に対して差別的であるという点でWTO協定の基本原則である最恵国待遇原則と相容れないが、WTO協定上、一定の条件を満たせば例外として認められている。一定の条件とは、物品貿易については「実質上のすべての貿易」について「関税」等の「廃止」を「妥当な期間内」で行うこととされている（GATT第24条）。

FTAは、域外に対する貿易障壁を残すが、域内では障壁が撤廃され自由貿易が拡大することで、世界全体として貿易自由化の方向への前進が期待できるという考え方に基づき例外として認められている<sup>24</sup>。

## 2 FTAのメリットとデメリット

### (1) メリット

WTO交渉と比較した場合、FTAには次のようなメリットが挙げられる。

第一に、合意形成の速さと自由度である。交渉参加国が少ないFTAは、全加盟国の合意を必要とするWTO交渉に比べ、合意形成を迅速に行うことができる。また、WTO協定が規律していない新たな分野のルール形成やWTO協定よりも高いレベルの自由化を達成することも容易である<sup>25</sup>。

第二に、WTO交渉では合意が困難な分野の規律をFTAにおいて先行して取り込み、そうしたFTAを増やしていくことで、国際的なルールとして形成しWTO交渉の出発点となる効果も期待される。WTO交渉におけるルールメイキングが停滞している現状においては、FTAにおけるルールメイキングが

<sup>21</sup> 中富道隆「プブリの貿易ルールについての検討（ITAとACTAの実例を踏まえて）」『RIETI Policy Discussion Paper Series No. 12-P-002』経済産業研究所（2012.2）59頁

<sup>22</sup> Information Technology Agreement

<sup>23</sup> プブリ協定には、①交渉結果が最恵国待遇原則に基づいてWTO全加盟国に適用されるものと、②交渉結果が交渉参加・合意国にのみ適用するものがある。

<sup>24</sup> 馬田啓一「WTO体制とFTAの行方」『国際経済 第57号』日本国際経済学会（2006.10）157頁

<sup>25</sup> 外務省経済局国際貿易課編『WTO早わかりQ&Aブック：WTO「世界貿易機関」がよくわかる。2005年版』外務省国内広報課（2005）21頁

重要となっている<sup>26</sup>。

## (2) デメリット

デメリットとしては、次のような点が挙げられる。

第一に、F T Aの締結が利害の一致する国同士の間限定され、世界規模での自由貿易化への足かせとなりかねない<sup>27</sup>。F T Aにより、域外に対する障壁が実質的に引き上げられ、排他的な経済ブロックに転化する可能性がある<sup>28</sup>。

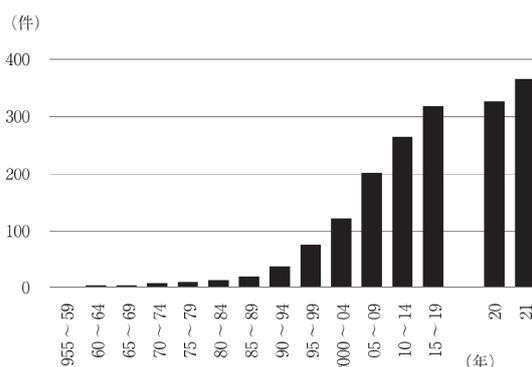
第二に、WTO交渉のインセンティブを喪失させ、WTO体制が形骸化するおそれがある<sup>29</sup>。

第三に、F T Aにより異なる原産地規則<sup>30</sup>が採用されることにより、企業の貿易実務が煩雑となり、取引費用が増大するおそれがある<sup>31</sup>。

## 3 F T Aの増加・拡大

F T Aの締結数は1990年代以降増加している(図表3参照)。1948年から1994年までの間に発効したF T Aは39件であったが、1995年のWTO発足以降、300を超えるF T Aが通報されている。G A T T/W T Oに通報された発効済F T Aは、2021年10月31日現在、369件に上る<sup>32</sup>。

(図表3) 世界の発効済みF T A件数(累積)



[注] 2021年6月30日時点。

(出所) ジェトロ「2021年版ジェトロ世界貿易投資報告」

F T Aが急増した背景として、2016年の通商白書<sup>33</sup>では、次の点が指摘されている。

- ① 欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと(例: 米国が北米自由貿易協定(N A F T A<sup>34</sup>、1994年発効)、E C(1993年にE Uへ発展)が単一市場の構築への取組を加速させる等)
- ② 新興工業経済地域<sup>35</sup>やA S E A Nがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ、メキシコ、ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でF T Aを活用する戦略を採ったこと

<sup>26</sup> 関根・前掲注13 155頁

<sup>27</sup> 外務省・前掲注25 21頁

<sup>28</sup> 馬田・前掲注24 156頁

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> F T Aにおける特惠関税(低関税又は無税)の対象となる「原産品」の基準を定めるもの。品目ごとに各協定において定められている。

<sup>31</sup> 馬田・前掲注24 156頁

<sup>32</sup> ジェトロホームページ「世界のF T Aデータベース」<<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/>>(参照2021.10.20)。なお、ここでいうF T Aの数は、物品とサービス両方を含むものは別々ではなく1つのF T Aとして数えている。

<sup>33</sup> 経済産業省『通商白書2016』(2016) 312頁

<sup>34</sup> North American Free Trade Agreement

<sup>35</sup> 20世紀後半に工業化に成功し、高い経済成長率を達成した地域。N I E s (Newly Industrializing Economies) とも称される。アジアでは、韓国、香港、シンガポール、中南米ではブラジル、メキシコなどを指す。

③ 2000年代後半以降、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にF T Aを結ぶようになったこと等

F T Aは、1990年代までは主としてアジア、米州、欧州等それぞれの地域内での経済関係を強化する手段として活用されてきたが、2000年代からは地域横断的にF T Aを結ぶ傾向が徐々に強まっていった<sup>36</sup>。地域横断的なF T Aとしては、E U・メキシコF T A（2000年発効）、E U・韓国F T A（2011年暫定適用）、米国・韓国F T A（2012年発効）等が挙げられる。また、2010年代前半以降は、比較的経済規模の大きな国・地域同士や多国間のF T A交渉が増加した<sup>37</sup>。2010年から米国を含む8か国によるT P P協定交渉が開始され、2013年には、R C E P協定や日E U・E P A、米国とE Uの間では環大西洋貿易投資パートナーシップ（T T I P）の交渉が開始された<sup>38</sup>。

### Ⅲ 我が国のF T Aの取組

#### 1 取組の変遷

我が国は従来、G A T T/W T Oの下での多国間主義を通商政策の中心に据えてきた。こうした方針を採用してきた背景には、1930年代における保護貿易主義が第二次世界大戦勃発の一つのきっかけになったという過去の経験を繰り返してはならないという考え方、

また、天然資源に恵まれず、貿易に依存しなければ国家の存立が困難である我が国にとって、安定した多国間での貿易秩序形成が最も重要であるという考え方があった<sup>39</sup>。

そのため、1990年代後半まで、我が国は、G A T T/W T Oとの整合性や保護主義への転化のリスクを重視して、欧米諸国のF T Aを含む地域統合の動きとは一線を画していた。1998年の通商白書<sup>40</sup>においても、「地域統合が通商制限的措置をとらないよう監視していく必要がある」、「域内自由化は多角的な無差別自由化のインセンティブを下げる懸念」といった否定的な表現が見られる。

#### (1) 方針の転換（2002年まで）

1990年代末から、メキシコ、韓国、シンガポールなどから我が国に対してF T A締結に向けての提案が行われた。1999年の通商白書<sup>41</sup>では地域統合について、「積極的側面も観察され、多角的通商システムの強化にも貢献しうるものとして、より柔軟かつ建設的に対応していく必要性が高まっている」とされ、2000年の通商白書では、W T Oを中心とした多角的自由貿易体制の強化を我が国の通商政策の基本とした上で、多国間でのルール作りと地域協力、二国間通商関係を組み合わせる「重層的な通商政策の推進」が打ち出された<sup>42</sup>。

2000年10月、我が国は、シンガポールとの間でE P Aの交渉開始に合意し、2001年1

<sup>36</sup> ジェトロ『2019年版ジェトロ世界貿易投資報告』76頁

<sup>37</sup> ジェトロ『2018年版ジェトロ世界貿易投資報告』80頁

<sup>38</sup> Transatlantic Trade and Investment Partnership T T I Pの交渉は、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあったが、2018年7月の首脳会談において、条件付きの通商協議に入ることに合意した。その後、2020年8月に数億ドル規模の市場アクセスを拡大する関税引下げパッケージの合意を発表した。（経済産業省通商政策局編『2021年版不公正貿易報告書』経済産業省（2021）507頁）

<sup>39</sup> 経済産業省『通商白書2001』（2001）172頁

<sup>40</sup> 経済産業省『通商白書1998 総論』（1998）328頁

<sup>41</sup> 経済産業省『通商白書1999 総論』（1999）300頁

<sup>42</sup> 「2000年版通商白書に関する懇談会」『経団連くりっぷ No.127』日本経済団体連合会（2000.6.22）において、川本通商産業省通商政策局通商調査室長（当時）は、2000年版通商白書の特徴として「地域統合の必要性を積極的に評価し、わが国通商政策の重要課題として位置づけていること」を挙げており、「わが国もW T O体制を補完するツールの一つとして地域統合を検討し、重層的な通商体制を構築していくべきだ」と述べている。

月に交渉を開始した。2002年1月、我が国にとって初めてのEPAとなる「日・シンガポール新時代経済連携協定」の署名が行われ、同年11月に発効した。

こうした変化の背景には、WTOにおける交渉の機動性の低下や、諸外国における戦略的なFTA締結の動きといった大きな外部環境の変化に伴い、我が国がWTOという場のみに依存するということが「日本経済の再活性化」という国家目標を確実に達成する上での必要十分条件ではなくなりつつあるとの考えがあった<sup>43</sup>。

2002年10月16日には、外務省が、中長期的見地から我が国として推進すべきFTA戦略の在り方について同省の考えをまとめた「日本のFTA戦略<sup>44</sup>」を公表した。同戦略では、WTOについて、途上国を中心とした加盟国の増加や、カバーする交渉分野の拡大により「加盟国間の利害調整が複雑化し、新たな課題やルール策定に迅速に対応することが困難となりつつある」として、「重たい組織」になりつつあると指摘した。そして、「WTOと地域的なFTA又はEPA/FTAは相互に補完しあう関係にある」としつつも、「WTOで実現できる水準を超えた、或いはWTOではカバーされていない分野における連携の強化を図る手段としてFTA又はEPA/FTAを結ぶことは、日本の対外経済関係の幅を広げる上で意味は大きい」とした。

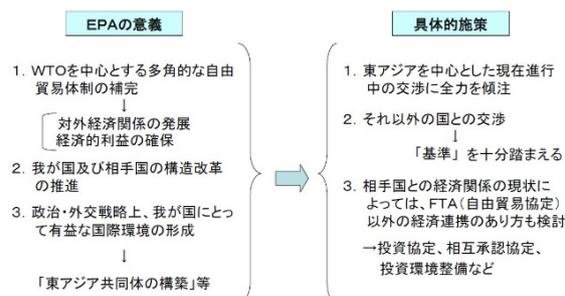
## (2) 戦略的推進 (2004年～)

2004年12月21日には、政府全体の方針と

して「今後の経済連携協定の推進についての基本方針<sup>45</sup>」が経済連携促進関係閣僚会議(主宰：内閣総理大臣)において決定された。基本方針において、政府は「EPAの意義」として「WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するもの」等を挙げ、東アジアを中心とした経済連携を優先的に進めるとの方針を示すとともに、交渉相手国・地域の基準として、①我が国にとり有益な国際環境の形成、②我が国全体としての経済利益の確保、③相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性を挙げた(図表4参照)。

### (図表4) 今後の経済連携協定の推進についての基本方針

(2004年12月21日 経済連携促進関係閣僚会議 決定)



(出所) 外務省ホームページ「東アジア諸国との経済連携協定交渉の現状と課題」(2005年6月)

<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei\\_0504.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0504.pdf)> (参照 2021. 10. 20) を当室加工

その後、交渉の取組は、2004年の基本方針及び工程表<sup>46</sup>に基づいて進められ、「経済財政改革の基本方針 2008<sup>47</sup>」(2008年6月27日閣議決定)においては、「EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全

<sup>43</sup> 経済産業省・前掲注39 173頁

<sup>44</sup> 外務省ホームページ「日本のFTA戦略」(2002年10月) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>> (参照 2021. 10. 20)

<sup>45</sup> 外務省ホームページ「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(2004年12月21日) <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin\\_0412.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html)> (参照 2021. 10. 20)

<sup>46</sup> 「2010年に向けたEPA工程表」。2006年5月に策定され、「経済財政改革の基本方針 2007」(2007年6月19日閣議決定)、「経済財政改革の基本方針 2008」に別表として含まれている。

<sup>47</sup> 内閣府ホームページ「経済財政諮問会議(平成13年～平成21年)」 <<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision0627.html>> (参照 2021. 10. 20)

体に占める割合を 2010 年に 25%以上とすることを目指す」とされた。

### (3) 広域経済連携への取組 (2010 年～)

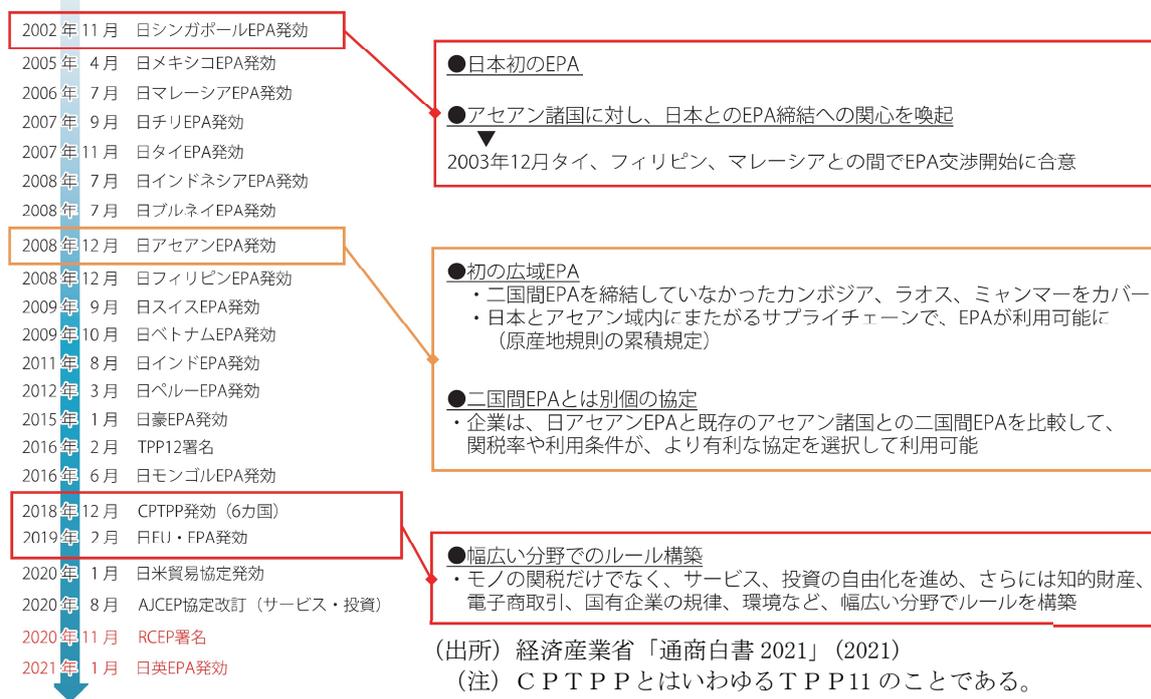
2009 年 10 月の政権交代後の 2010 年 11 月 9 日には、主要貿易国間において高レベルの F T A 網が拡大する中、我が国の取組が遅れているという認識の下、「包括的経済連携に関する基本方針<sup>48</sup>」(閣議決定)が策定された。この中で、東アジア自由貿易圏構想 (E A F T A<sup>49</sup>) や東アジア包括的経済連携構想 (C E P P E A<sup>50</sup>) など、広域経済連携の可及的速やかな実現を掲げている。

2011 年 11 月、野田内閣総理大臣 (当時) は T P P 交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明した。

その後、2012 年 12 月の第二次安倍内閣発足を経て、2013 年、我が国は T P P 交渉に参加したほか、R C E P、日中韓 F T A、日 E U ・ E P A の交渉を開始した。この年に策定された「日本再興戦略<sup>51</sup>」(2013 年 6 月 14 日閣議決定)では、「2018 年までに、貿易の F T A 比率<sup>52</sup>70% (現状 19%) を目指す」とされた。

2016 年 2 月に T P P 協定の署名が行われ、「日本再興戦略 2016<sup>53</sup>」(2016 年 6 月 2 日閣議決定)においては、「T P P の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 E U ・ E P A、東アジア地域包括的経済連携 (R C E P)、日中韓 F T A などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新し

(図表 5) 我が国の発効・署名済 E P A 等 (24 カ国・地域)



<sup>48</sup> 首相官邸ホームページ「主な閣議決定・本部決定」<<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1109kihonhoujin.html>>(参照 2021. 10. 20)

<sup>49</sup> East Asia Free Trade Area

<sup>50</sup> Comprehensive Economic Partnership in East Asia

<sup>51</sup> 内閣府ホームページ「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(2013 年 6 月 14 日) <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/saikou\\_jpn.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/saikou_jpn.pdf)>(参照 2021. 10. 20)

<sup>52</sup> 貿易総額に占める発効・署名済 E P A / F T A 相手国との貿易額の割合

<sup>53</sup> 内閣府ホームページ「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」(2016 年 6 月 2 日) <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/zentaihombun\\_160602.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/zentaihombun_160602.pdf)>(参照 2021. 10. 20)

い広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」とされた。

こうした方針の下、交渉が進められ、2018年には、TPP11協定、日EU・EPAが署名に至り、2020年には、RCEP協定が署名に至った<sup>54</sup>。

#### (4) FTAの着実な実施 (2020年～)

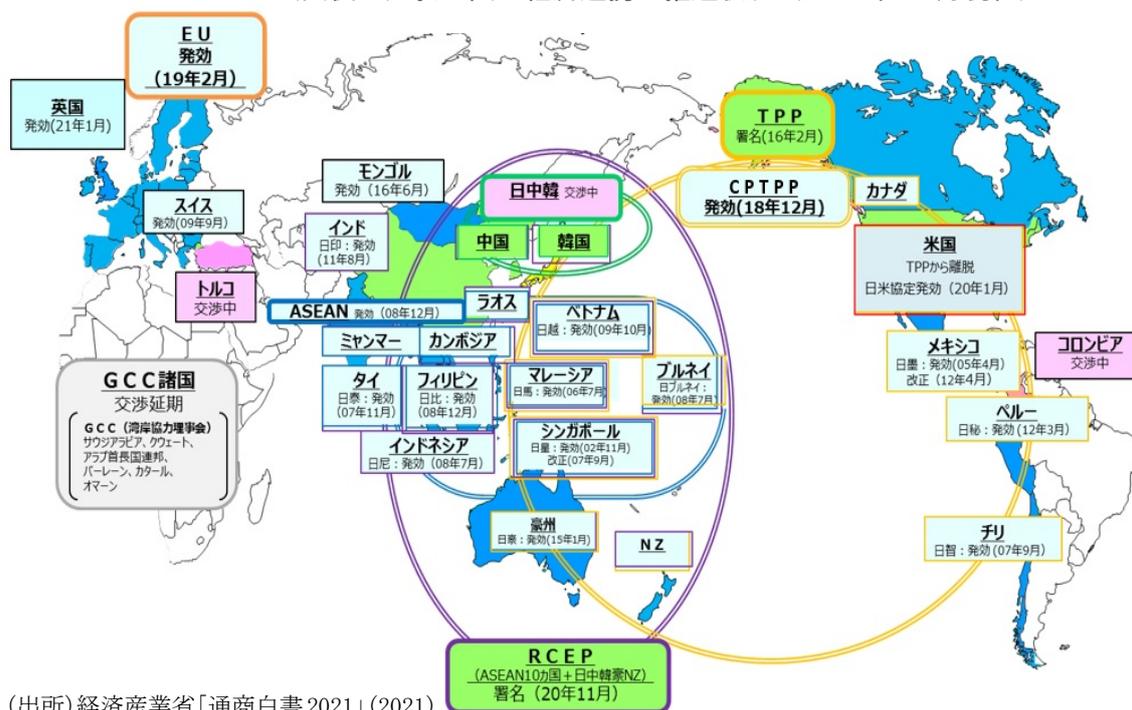
2020年7月17日に閣議決定された「成長戦略<sup>55</sup>」においては、新型コロナウイルス感染症を念頭に、「世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を引

き続き目指し、世界経済の持続的成長につなげる」こととされた。

また、2021年6月18日に閣議決定された「成長戦略<sup>56</sup>」では、「コロナ禍がもたらした新たな国際競争環境下において、我が国は引き続き自由で公正なルールに基づく国際経済体制を主導すること、「RCEP協定の早期発効と各国の履行確保を進める」こと、「TPP11協定の着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく」こと等が掲げられた。

2021年11月現在、我が国は、24の国・地域との間で、21の経済連携協定が発効済み又は署名済みである(図表5・6参照)。これらの国・地域とのFTA比率は80.4%に達している<sup>57</sup>。

(図表6) 我が国の経済連携の推進状況 (2021年11月現在)



<sup>54</sup> 各協定の概要については、「2 近年我が国が締結した広域経済連携協定」参照

<sup>55</sup> 内閣府ホームページ「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日)<<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf>>(参照2021.10.20)

<sup>56</sup> 内閣府ホームページ「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日)<<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>>(参照2021.10.20)

<sup>57</sup> 経済産業省『通商白書2021』(2021年)210頁

2 近年我が国が締結した広域経済連携協定  
(図表7参照)

(1) TPP11 協定

TPP11 協定は、成長著しいアジア太平洋地域で、関税、サービス、投資、知的所有権、国有企業など、幅広い分野を対象とする21世紀型の新たな経済統合ルールを構築しようとする取組である。TPP11 協定に署名した11か国全てが締結すると、人口約5億人、世界のGDPの約13%を占める経済圏が出現する。TPP11 協定は我が国がカナダ、ニュージーランドと結ぶ初めてのEPAであり、我が国を除く10か国で最終的に関税を99%(品目数ベース)以上撤廃する予定である(我が国は95%)。

TPP11 協定の前身となったTPP協定の交渉は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによるP4協定(2006年発効)を前身として2010年に開始された。我が国は2013年から正式に交渉へ参加し、2016年2月に交渉参加12か国による署名に至った。TPP協定の発効の条件を満たすためには我が国と米国の国内手続の完了が不可欠であった。我が国は2017年1月に国内手続の完了を通報し、TPP協定を締結したが、同月に就任した米国のトランプ大統領(当時)がTPP

協定からの離脱を表明したため、協定の発効は見通せなくなった<sup>58</sup>。

これを受けて、米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議が行われ、2018年3月、TPP11協定が署名された。TPP11協定は、2018年12月30日に発効し、現在までに、我が国を含む8か国<sup>59</sup>の間で効力が生じている。

TPP11協定は、全30章に及ぶTPP協定の各規定を原則として取り込みつつ、そのうち22項目を凍結項目(特定規定の適用の停止)として定めた。知的所有権関連を中心とした凍結項目の多くが米国の主張によりTPP協定に加えられた要求度の高い項目であり、凍結によって特に新興・途上国には受け入れやすい内容となった。

今後は参加国拡大に向けた動きが注目される。英国は、2021年2月1日にTPP11協定への参加を正式に申請し、同年6月2日、TPP委員会(閣僚級会合)がオンライン形式で開催され、英国の加入交渉開始を決定した。英国の加入が実現すれば我が国に次いで2番目の経済大国としての参加となる。また、同年9月16日には中国が、同月22日には台湾がTPP11協定への参加を正式に申請した。TPP11協定は、交渉入りも加盟

(図表7) TPP11協定、RCEP協定及び日EU・EPAの比較

	人口(2019年) (世界人口:76.7億人)	世界のGDPに占める割合(2019年)	世界の貿易額(輸出+輸入)に占める割合(2019年)
TPP11協定 (+米国)	約5.1億人 (約8.4億人)	約12.8% (約37.3%)	約15.2% (約25.9%)
RCEP協定 (+インド)	約22.7億人 (約36.3億人)	約29.4% (約32.7%)	約27.2% (約29.4%)
日EU・EPA	約5.7億人	約23.6%	約33.5%

注:EUは英国を除く。

(出所)人口及び世界のGDPに占める割合:World Bank, World Development Indicators(最終更新:2021年7月30日)及び世界の貿易額(輸出+輸入)に占める割合:IMF, Direction of Trade Statistics(最終更新:2021年8月27日)を基に当室作成

<sup>58</sup> その後、我が国は米国との間で、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を締結(いずれも2020年1月1日発効)。

<sup>59</sup> メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー(通報順)

も、全ての締約国の承認が必要となる。このほか、韓国、タイ、フィリピンが参加に関心を示している<sup>60</sup>。

## (2) RCEP協定

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額の約5割を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的所有権、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。域内全ての輸出先に対して、共通の原産地規則や税関手続の下、協定上の特惠税率が利用できるなどの利点がある<sup>61</sup>。我が国にとっては、中国、韓国と締結する初めてのEPAである。協定参加国全体での関税撤廃率は91%（品目数ベース）で、TPP11協定の関税撤廃率よりも低い。

RCEP協定は、ASEAN10か国＋6か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）によって2012年11月に交渉の立ち上げが宣言された。2013年5月以降、計31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議が行われ、2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会にインドを除く15か国で署名が行われた。我が国は、2021年4月28日に国会の承認を終え、6月25日に受諾書を寄託した。RCEP協定は、ASEAN10か国のうち6か国と非ASEAN5か国のうち3か国の批准書等が寄託者に寄託された日から60日後に発効する。2021年11月にオーストラリア及びニュージーラン

ドが批准書を寄託したことによって、2022年1月1日に我が国を含む寄託を終えた10か国<sup>62</sup>についてRCEP協定が発効する。

インドは、多額の対中貿易赤字を抱え、国内へ安価な中国製品が大量に流れ込むことを懸念したため、2019年11月以降の交渉には参加していない。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定している（インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可）。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言（2020年11月11日）が発出された。

## (3) JEU・EPA

JEU・EPAは、2013年4月から交渉が開始され、2017年12月に交渉が妥結した後、2018年7月に署名され、同年12月にJEU双方の議会での承認を経て、2019年2月に発効した。これにより、世界人口の約1割、貿易額の約3割、GDPの約2割を占める巨大経済圏が出現した。JEU・EPAにより、双方の工業製品にかかる関税が最終的に100%撤廃されるほか、EU向け農林水産物輸出でも、EU側の98%の関税が最終的に撤廃される。全品目でみると、EUは99%、我が国は94%（いずれも品目数ベース）の関税を最終的に撤廃する予定である。また、本協定により高いレベルの関税撤廃・削減のみならず、知的所有権等の高いレベルのルール構築が行われ、JEU双方の貿易・投資が促進されることが期待される。投資保護規律及び投資紛争解決については別途協議を継続して

<sup>60</sup> 経済産業省通商政策局・貿易経済協力局「対外経済政策を巡る最近の動向～信頼あるグローバル・バリューチェーンの構築に向けた戦略競争への対応～」(2021年5月)(経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会(第8回)(2021年5月24日)開催資料)〈[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/pdf/008\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/pdf/008_02_00.pdf)〉(参照2021.10.20)

<sup>61</sup> ジェトロホームページ「RCEP協定解説書－RCEP協定の特惠関税活用について」〈[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf)〉(参照2021.10.22)

<sup>62</sup> シンガポール、中国、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド(寄託順)

いる。

なお、2020年1月にEUを離脱した英国とは同年10月に日英EPAの署名に至り、当該協定は2021年1月1日に発効している。

## おわりに

WTOは、多角的自由貿易体制の中核を担う存在である一方、その意思決定方法はドーハ・ラウンド交渉の停滞を招いた主要な要因となった。現状解決の取組として、前述の部分合意の試みやプブリ交渉が行われている。

このような試みにもかかわらず、急激に変化する国際貿易を規律する必要性を背景に、WTOよりも迅速かつ詳細で広範な規律の導入を可能とするFTAの締結数は増え続けている。

我が国のFTAの取組の変遷を見ると、1990年代後半までWTOを重視しFTAに慎重な姿勢が見られた。しかしその後、FTAに積極的な欧米諸国と比べて出遅れたことを背景に、徐々にFTA推進へとかじを切った。2004年には、政府全体の方針として「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」が決定され、2010年代以降は、広域経済連携の積極的な推進が強調され、2018年にはTPP11協定及び日EU・EPA、2021年にはRCEP協定が締結された。これにより、主要

な貿易相手国とのFTA交渉は一段落した。

我が国は、TPP11協定、日EU・EPA等を通じ、幅広い分野を対象とする21世紀型の自由で公正な貿易・投資ルールの構築を主導してきた。今後は、こうしたハイレベルなルールのアジア太平洋地域内での実行確保とともに、域外への拡大が課題とされている<sup>63</sup>。経済界からも、TPP11協定を始めとする高いレベルのFTA等を通じ、将来のWTO協定の下での規律につなげる方法を検討すべき等の提言が出されている<sup>64</sup>。また、TPP11協定については、TPPから離脱した米国をどのようにインド太平洋地域の経済秩序づくりに再度関与させていくのか、また加入を申請した中国などがTPP11協定の高い基準を満たせるかの見極めが大きな課題となる<sup>65</sup>。中国との間では、2022年1月にRCEP協定が発効することから、中国がRCEP協定を遵守できるかがTPP11協定加入への試金石となるとの指摘がある<sup>66</sup>。また、RCEP協定については、インドの復帰に向けた取組をけん引していく必要がある<sup>67</sup>。日EU・EPAについては、データの自由な流通に関する規定の追加等が課題となっている<sup>68</sup>。

今後、政府がこうした課題にどのように取り組んでいくのか、注目される。

<sup>63</sup> 経済産業省・前掲注60

<sup>64</sup> 経団連は、交渉機能を回復する方策のひとつとして、各国が類似の義務を引き受けるEPA/FTA等の各種協定を統合し、WTO協定の下での規律とする方法を真剣に検討すべきであると提言している（日本経済団体連合会「新たな時代の通商政策の実現を求め―世界貿易機関（WTO）の改革を中心に―」（2019年1月22日））。

<sup>65</sup> 茂木外務大臣（当時）は、2021年9月17日大臣会見において、中国によるTPP11協定加盟申請について、TPP11協定が「市場アクセスの面でも、それから電子商取引、知的財産、政府調達、国有企業等、ルールの面でも高いレベルの内容」であることに触れ、「こうした高いレベルを満たす用意ができていくのかについて、まずしっかりと見極める必要がある」と発言した。報道では、国有企業への優遇や2021年9月のデータセキュリティ法施行によるデータ統制強化等を進める中国政府の施策と、国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保や国境を越えるデータの自由な流通の確保を求めるTPP11協定との間に大きな差異があるとの指摘もある（2021年10月5日 日本経済新聞）。

<sup>66</sup> 時事ドットコムホームページ（2021年11月4日）<<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021110300716>>（参照2021.11.18）。なお、中国は、国が進出企業へ技術移転を要求することを禁止する規定をRCEP協定において初めて受け入れている。

<sup>67</sup> 経済産業省・前掲注60

<sup>68</sup> TPP11協定やRCEP協定に盛り込まれているデータの自由な流通に係る規定が、本協定においては盛り込まれておらず、本協定発効後3年以内に再検討することとなっている。この背景には、EUが個人データの域外への移転を厳しく制限していることが指摘されている（日本経済新聞ホームページ（2021年2月1日）<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODF312TA0R30C21A1000000/>>（参照2021.10.22））。

【参考文献】本文及び脚注に掲げたもののほか、以下のものを参考とした。

- ・飯野文『WTO・FTA・CPTPP 国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ』弘文堂（2019）
- ・石原洋介「日本のFTA戦略とグローバリゼーション」『一橋論叢 第132巻第6号』岩波書店（2004.12）
- ・馬田啓一「メガFTAの潮流と日本の通商戦略の課題」『国際経済 第66巻』日本国際経済学会（2015.7）
- ・金龍珉、朴昶建「日本の対外経済政策：日本のFTA戦略をめぐる主要官庁の政策言説」『北東アジア研究 第24号』島根県立大学北東アジア地域研究センター（2013.3）
- ・小浜裕久「WTOと日本の進路—グローバリゼーションとどう向かい合うのか—」『世界経済評論 第46巻第4号』国際日本協会（2002.4）
- ・小林友彦、飯野文、小寺智史、福永有夏『WTO・FTA法入門：グローバル経済のルールを学ぶ』法律文化社（2016）
- ・齋藤之美、齋藤勝宏「自由貿易協定とWTO体制についての一考察（岡野行秀教授退職記念号）」『創価経済論集 第35巻第1号』創価大学経済学会（2005.12）
- ・中川淳司「貿易自由化交渉のダイナミズム：多角的自由化，プल्ली自由化と二国間・地域的自由化の相互作用（特集 現代国際社会における自由貿易に関する条約体制の諸相）」『フィナンシャル・レビュー 2019年第5号（通巻第140号）』財務省財務総合政策研究所（2019.11）
- ・山下一仁「WTOとメガFTA（100号記念増刊号 変革を待つWTO，拡大深化するFTA）」『国際貿易と投資 増刊号』国際貿易投資研究所（2015.10）
- ・渡邊頼純「忍び寄る「新保護主義」と国際通商体制：WTO，FTA/EPA，そしてTPPの役割」『経済研究所年報 第24号』成城大学経済研究所（2011.4）